別添参考様式1号(別記2別紙様式第3号関係)

産地生産基盤パワーアップ事業(収益性向上対策・生産基盤強化対策) 都道府県事業実施方針

都道府県名 岩手県

策定 : 令和 5 年 2 月 28 日

I 収益性向上対策

1 目的

農業生産基盤強化プログラム(令和元年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定)及び令和2年12月8日付けで改訂された「総合的な TPP等関連政策大綱」に基づき、水田・畑作・野菜・果樹等の産地の創意工夫による地域の強みを活かしたイノベーションの取組やスマート農業 の活用を支援し、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組や園芸作物等の生産基盤の強化を図る必要がある。

このため、本県の農業について、

- ① いわて県民計画
- ② 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針
- ③ 岩手県農業振興地域整備基本方針
- ④ 地域農業マスタープラン(東日本大震災津波被災市町村においては経営再開マスタープラン。以下「マスタープラン」という。)
- ⑤ 岩手県水田収益力強化ビジョン
- ⑥ いわてのお米ブランド化生産販売戦略
- (7) 岩手県野菜生産振興計画
- ⑧ 岩手県果樹農業振興計画
- ⑨ 岩手県花き振興計画
- ⑩ 岩手県林業・木材産業構造改革プログラム

との整合を図りながら、地域の営農戦略に基づいて実施する産地としての高収益化に向けた取組を総合的に支援する。

2 基本方針

作物名

野菜 (きゅうり※ 1、トマト※1、2、 ピーマン※1、なす ※1、だいこん、ほ うれんそう、キャベ ツ、レタス※3、ね ぎ、アスパラガス、 加工・業務用野菜 ※4)

※1: 苗生産を含む※2: ミニトマトを

含む

※3: 非結球レタス

を含む

※4:ばれいしょ、 たまねぎ、にんじん に限る 岩手県野菜生産振興計画、各野菜産地拡大実践プラン、各マスタープラン等の計画に位置づけられている推進すべき方向性と合致していること。これらの実現に向けた取組として、本事業により、省力化に繋がる収穫機械の導入や、中心的な経営体の規模拡大に繋がる生産団地の整備等を支援する。

- 販売額又は所得額の10%以上の増加
 - ・消費者・実需者ニーズを捉えた品目の導入・生産拡大による産地の形成を推進
 - ・機械化一貫体系の導入により収益性の高い露地野菜産地の形成を推進
 - ・パイプハウスや高度環境制御装置の導入により収益性の高い施設園芸産地の形成を推進
 - ・加工用野菜の一次加工処理施設等新たな販路拡大のための産地の形成を推進 他
- 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減
 - ・省力化機械等の導入による労働時間の削減等による生産コストの削減
 - ・集出荷・加工コスト削減

【コスト削減効果の比較の考え方】

生産コスト削減(農業者の全生産コストでの比較(農業機械、集出荷施設))

集出荷・加工コスト削減(集出荷・加工施設等の共同利用施設のみの計画の場合は、集出荷・加工コストで比較することも可能)

- 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること
 - ・供給力や品質の安定・向上を図ることで実需者との強固なパートナーシップを構築し、安定的な取引を推進
- 農産物輸出の取組について、直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加、新規の 取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間 出荷量10トン以上とすること
 - ・高品質安定生産に向けた生産体制の構築と収益性の高い園芸産地の形成を推進
- 労働生産性の10%以上の向上
 - ・省力化技術の導入による労働時間の短縮を推進
- 農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%とすること

- ・農業生産を支援するサービスの活用により生産を安定化、効率化
- 〇 ヒートポンプ、木質バイオマスボイラー等の化石燃料を使用しない加温機の導入面積を産地の50%以上に拡大又は燃油使用量の15%以上の低減
 - ・燃油に依存しない経営への転換を推進

なお、野菜において、定植後に養生期間を要する永年性の品目については、定植から収穫適期に達するまでは相応の期間を必要とすることから、品目の特性等に応じて目標年度を事業実施年度から起算して5年までの範囲内で設定できることとする。

果樹 (りんご、ぶど う、おうとう、も も、地域特産果樹 等)

岩手県果樹農業振興計画、各果樹産地構造改革計画、各マスタープラン等の計画に位置づけられている推進すべき方向性と合致していること。これらの実現に向けた取組として、本事業により、競争力のある品目・品種の生産拡大に繋がる取組や、長期出荷に繋がる集出荷貯蔵施設の整備等を支援する。

- 販売額又は所得額の10%以上の増加
 - ・消費者・実需者ニーズを捉えた品目・品種の導入・生産拡大による産地の形成を推進
 - ・生産量の増大や販路の拡大による産地の形成を推進 他
- 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減
 - ・省力化機械等の導入による労働時間の削減等による生産コストの削減
 - ・集出荷・加工コスト削減

【コスト削減効果の比較の考え方】

生産コスト削減(農業者の全生産コストでの比較(農業機械、集出荷施設)) 集出荷・加工コスト削減(集出荷・加工施設等の共同利用施設のみの計画の場合は、集出荷・加工コストで比較することも可能)

- 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること
 - ・ワインやジュース等の加工品に適した品種の栽培管理技術の研鑽を進めるとともに長期的栽培契約を推進
- 農産物輸出の取組について、直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加、新規の 取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間 出荷量10トン以上とすること
 - ・高品質安定生産に向けた生産体制の構築と収益性の高い園芸産地の形成を推進

- 労働生産性の10%以上の向上
 - ・省力化技術の導入による労働時間の短縮を推進
- 農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%とすること
 - ・農業生産を支援するサービスの活用により生産を安定化、効率化

なお、果樹については、植栽から結果樹齢に達するまでは相応の期間を必要とすることから、品目の特性等に応じて目標年度を事業実施年度から起算して5年までの範囲内で設定できることとする。

花き(りんどう、小ぎく、施設花き等)

岩手県花き振興計画、各花き産地改革実践プラン、各マスタープラン等の計画に位置づけられている推進すべき方向性と合致していること。これらの実現に向けた取組として、本事業により、需要期向け品目・品種の作付拡大に必要な資材の導入や、中心的な経営体の規模拡大に繋がる生産団地の整備等を支援する。

- 販売額又は所得額の10%以上の増加
 - ・消費者・実需者ニーズを捉えた品目・品種の導入・生産拡大による産地の形成を推進
 - ・パイプハウスや高度環境制御装置の導入により収益性の高い施設園芸産地の形成を推進 他
- 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減
 - ・省力化機械等の導入による労働時間の削減等による生産コストの削減
 - ・集出荷・加工コスト削減

【コスト削減効果の比較の考え方】

生産コスト削減(農業者の全生産コストでの比較(農業機械、集出荷施設)) 集出荷・加工コスト削減(集出荷・加工施設等の共同利用施設のみの計画の場合は、集出荷・加工コストで比較することも可能)

- 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること
 - ・供給力や品質の安定・向上を図ることで実需者との強固なパートナーシップを構築し、安定的な取引を推進
- 農産物輸出の取組について、直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加、新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上とすること
 - ・高品質安定生産に向けた生産体制の構築と収益性の高い園芸産地の形成を推進

- 労働生産性の10%以上の向上
 - ・省力化技術の導入による労働時間の短縮を推進
- 農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%とすること
 - ・農業生産を支援するサービスの活用により生産を安定化、効率化
- 〇 ヒートポンプ、木質バイオマスボイラー等の化石燃料を使用しない加温機の導入面積を産地の50%以上に拡大又は燃油使用量の15%以上の低減
 - ・燃油に依存しない経営への転換を推進

なお、花きにおいて定植後に養生期間を要する永年性の品目については、定植から収穫適期に達するまでは相応の期間を必要とすることから、品目の特性等に応じて目標年度を事業実施年度から起算して5年までの範囲内で設定できることとする。

水稲※(主食用米、 加工用米、新規需要 米)・麦類・大豆・ 子実用とうもろこし ※:WCSを除く いわてのお米ブランド化生産販売戦略、各地域水田収益力強化ビジョン、各マスタープラン等の計画に位置づけられている推進すべき方向性と合致していること。これらの実現に向けた取組として、本事業により、水稲・麦類・大豆・子実用とうもろこしの単収向上に繋がる機械の導入や、集出荷コストの削減に繋がる乾燥調製貯蔵施設の再編合理化等を支援する。

- 販売額又は所得額の10%以上の増加
 - ・堆肥等の投入による土づくりや適正な追肥の実施による水稲の単収向上
 - ・排水対策技術等の導入による麦類・大豆・子実用とうもろこしの単収向上 他
- 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減
 - ・集落営農組織への土地利用集積やコントラクターの受託作業の拡大による機械費の削減
 - ・中心的経営体の機械作業の集約化による機械費の削減
 - ・穀類乾燥調製貯蔵施設の再編合理化による集出荷コストの削減 他

【コスト削減効果の比較の考え方】

生産コスト削減(農業者の全生産コストでの比較(農業機械、集出荷施設))

集出荷・加工コスト削減(集出荷・加工施設等の共同利用施設のみの計画の場合は、集出荷・加工コストで比較することも可能)

- 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること
 - ・供給力や品質の安定・向上を図ることで実需者との強固なパートナーシップを構築し、安定的な取引を推進
- 農産物輸出の取組について、直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加、新規の 取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間 出荷量10トン以上とすること
 - ・高品質安定生産に向けた生産体制の構築と収益性の高い産地の形成を推進
- 労働生産性の10%以上の向上
 - ・省力化技術の導入による労働時間の短縮を推進
- 農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%とすること
 - ・農業生産を支援するサービスの活用により生産を安定化、効率化

地域振興作物※(雑穀、葉たばこ、ホップ、きのこ、販売額3千万円以上の品目)

※:果樹を除く

各マスタープラン、各野菜産地拡大実践プラン、各花き産地改革実践プラン、岩手県林業・木材産業構造改革プログラム、各地域水田農業フル活用ビジョン等の計画に位置づけられている推進すべき方向性と合致していること。これらの実現に向けた取組として、本事業により、省力化に繋がる収穫機械の導入や、中心的な経営体の規模拡大に繋がる生産団地の整備等を支援する。

- 販売額又は所得額の10%以上の増加
 - ・消費者・実需者ニーズを捉えた品種・品目の導入・生産拡大による産地の形成を推進
 - ・業務・加工用原材料生産拡大や一次加工処理、新たな販路拡大等による産地の形成を推進 他
- 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減
 - ・機械化体系の導入による労働時間の削減等による生産コストの削減
 - ・集出荷・加工コスト削減

【コスト削減効果の比較の考え方】

生産コスト削減(農業者の全生産コストでの比較(農業機械、集出荷施設))

集出荷・加工コスト削減(集出荷・加工施設等の共同利用施設のみの計画の場合は、集出荷・加工コストで比較することも可能)

- 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること
 - ・供給力や品質の安定・向上を図ることで実需者との強固なパートナーシップを構築し、安定的な取引を推進

- 農産物輸出の取組について、直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加、新規の 取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間 出荷量10トン以上とすること
 - ・高品質安定生産に向けた生産体制の構築と収益性の高い園芸産地の形成を推進
- 労働生産性の10%以上の向上
 - ・省力化技術の導入による労働時間の短縮を推進
- 農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%とすること
 - ・農業生産を支援するサービスの活用により生産を安定化、効率化
- 〇 ヒートポンプ、木質バイオマスボイラー等の化石燃料を使用しない加温機の導入面積を産地の50%以上に拡大又は燃油使用量の15%以上の低減
 - ・燃油に依存しない経営への転換を推進

事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、表中「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができる。

- 3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制
- (1) 本事業の推進・指導

産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、関係部局(広域振興局農政(林)部及び農林振興センター、農業改良普及センター等)は、岩手県農業再生協議会、地域協議会(地域農業再生協議会(経営所得安定対策等推進事業実施要綱第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会)及び産地協議会(果樹産地構造改革計画について(平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知)第2の1に定める産地協議会)をいう。)、市町村等と連携し、推進・指導に当たるものとする。

(2) 県における産地生産基盤パワーアップ事業計画の審査の方針・体制

関係室課が、当該計画が都道府県事業実施方針に沿った内容であり、事業の実行性や成果が期待できる計画となっているか審査するものとする。

また、産地生産基盤パワーアップ事業の審査を円滑に実施する観点から、地域協議会に構成員等による審査体制の構築を指導するものとする。

(3) 地域協議会における産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査の方針・体制 地域協議会が、当該計画が都道府県事業実施方針に沿った内容であり、事業の実行性や成果が期待できる計画となっているか審査するもの とする。

また、審査においては、補助事業等に精通している県(広域振興局農政(林)部及び農林振興センター、農業改良普及センター等)及び市町村の職員を審査会の必須構成員として位置づけるものとする。

4 取組要件

- (1) 基金事業
- 整備事業

対象作物	取組要件
野菜	○ 取組要件
果樹	産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日4農産第3506号)(以下「交付等要綱」とい
花き	う。)の別記2の別紙1、共通1、共通2、共通3及び共通7の要件を満たす取組を事業対象とする。
水稲・麦類・大豆・	
子実用とうもろこし	○ 補助対象施設
地域振興作物	交付等要綱の別表2の「Ⅱ 整備事業」に掲げる施設を助成対象とする。

(注)整備事業について、国の要件をそのまま準用する場合は、その旨を記載すること。

② 生産支援事業

対象作物	取組要件
野菜	○ 取組要件
果樹	・交付等要綱の別記2の別紙1の要件等を満たす取組を事業対象とする。
花き	・取組主体事業計画の目標年度までの間に、事業で導入した資材で設置した施設等が災害で損壊した場合は、速やかに
水稲・麦類・大豆・	自力復旧すること。
子実用とうもろこし	・なお、園芸施設共済の対象となるパイプハウス等の施設は、原則として、園芸施設共済に加入すること。
地域振興作物	
	○ 補助対象機械・設備・資材
	・別に定める本事業の成果目標の達成に必要不可欠な機械・設備・資材を対象とする(生産支援事業における補助対象機械・設備・資材(8その他)参照)。
	・農業機械の導入又はリースにあたっては岩手県高性能農業機械導入計画の導入基準を満たしていることとする。
	・中古農業機械等の導入については、法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数が2年以上の中古農業機械等を
	対象とし、故障により事業中止とならないよう、導入元の農業機械等取扱店等との定期的な保守点検に係る実施計画

	を整備している場合を除き、助成対象としない。	

③ 効果増進事業

対象作物	取組要件
野菜・果樹・花き	○ 取組要件 交付等要綱の別記2の別紙1の要件を満たす取組を事業対象とする。 ただし、技術実証は、事業終了後に本事業で「生産コスト10%以上の削減」又は「販売額若しくは所得額の10%以上の 向上」の取組を実施することを前提としたものに限る。

(2) 整備事業

交付等要綱に基づき実施するものとする。

(3) 高収益作物について

高収益作物とは、主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物をいい、野菜、花き・花木及び果樹に該当する品目とする。 ただし、主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物であることについて知事の承認を得た場合は、高収益作物として取り扱うものと する。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

- (1) 基金事業(整備事業を除く)
 - ① 計画申請時

申請者の規約、機械の利用計画、営農計画の写し、能力・台数などの算定根拠、見積書、カタログなど

② 実績報告時(請求時)

機械導入又はリース導入に係る入札関係書類、発注書、売買契約書又はリース契約書、借受証、納品、領収書(支払済みの場合)、機械導入の場合は動産総合保険証等の写しなど

(2) 整備事業

① 計画申請時

概算設計書・見積書等事業費の積算根拠となる資料、費用対効果分析、施設の規模算定根拠、その他事業の実効性確認に必要な書類(事業実施予定地、配置図、立面図、平面図、導入機械カタログ、組織定款、法人登記簿、総会等の議事録、資金調達計画、販売計画(販売先、単価、量)、収支計画、直近3カ年の財務諸表(決算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書)、その他必要な資料)

② 実績報告時(請求時)

入札顛末書、契約書、請求書、領収書、出来高設計書、出来高図面、納品書、検収書、固定資産台帳、工事日誌、工事写真、引渡書、完成図書など

6 取組主体助成金の交付方法

産地パワーアップ計画は、原則、地域再生協議会が策定するものとするが、複数の地域協議会にまたがる産地パワーアップ計画は、岩手県農業再生協議会と関係する地域協議会が協議の上、岩手県農業再生協議会又は代表的な地域協議会が策定するものとする。 地域協議会が策定した産地パワーアップ計画に基づく取組主体助成金は、市町村を補助事業者とした間接補助とする。 岩手県農業再生協議会が策定した産地パワーアップ計画に基づく取組主体助成金は、県からの直接補助とする。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

取組主体が事業実施に当たって留意すべき事項は、交付等要綱に定めるとおりとするが、特に、以下の事項について十分留意すること。

- (1) 契約に当たっての条件
 - ① 整備事業・基金事業(うち整備事業):原則、一般競争入札により実施すること。
 - ② 基金事業(うち生産支援事業):一般競争入札もしくは複数の業者(原則3者以上)から見積りを提出させることにより実施すること。
- (2) 助成金の返納

事業要件を満たさないことが判明した場合には返納すること。

(3) 助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返納 消費税の課税対象者は、助成金交付額の算定に当たっては消費税等相当額を除くこと。仮に助成金交付額算定の根拠となる事業費に消費税 が含まれている場合には、返納すること。

(4) 財産の管理等

取組主体は、助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、財産管理台帳を整備し、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。 なお、取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(5) 財産処分の制限

取得財産の耐用年数以内の処分には、所定の手続を行うこと。 処分とは、助成金の交付の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は、担保に供することをいう。 (6) 取組主体事業計画の評価

取組主体事業計画の目標年度の翌年度において、取組主体事業計画に定められた目標年度の取組目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月30日までに、地域協議会等に報告するものとする。

なお、果樹の改植については、事業実施年度から5年度目に、中間的な評価を実施するものとする。

8 その他

生産支援事業における補助対象機械及び資材については以下のとおり。

(1) 野菜

- ① 農業機械等の導入及びリース方式による農業機械・設備の導入対象
 - 〇 露地栽培

ほ場準備、播種、定植、管理、防除、収穫、調製、選別等の機械化体系に必要な機械、予冷庫等の品質保持に必要な設備、サブソイラ、溝掘機、マニュアスプレッダ、ブロードキャスタ等の土壌改良に必要な機械、熱水等土壌消毒機、処理加工機械・設備、その他野菜の収益力の強化に必要な機械・設備

○ 施設栽培

果菜類及び葉菜類の養液栽培システム、ヒートポンプ、バイオマス利用ボイラー、循環扇、外張多重化設備、内張多層化設備、細霧加湿システム、電照設備、炭酸ガス発生機、複合環境制御装置等の温室の環境制御に必要な機械・設備、その他野菜の収益力の強化に必要な機械・設備

② 生産資材等の導入等 パイプハウス、トンネル資材、支柱、誘引ネット、防風ネット、簡易潅水装置(移動可能なもの)等

(2) 果樹

- ① 農業機械等の導入及びリース方式による農業機械・設備の導入対象 防除機、管理用機械(乗用を含む)、処理加工機械・設備、その他果樹の収益力の強化に必要な機械・設備等
- ② 生産資材等の導入等 棚、垣根、防風ネット等

(3) 花き

- ① 農業機械等の導入及びリース方式による農業機械・設備の導入対象
 - 露地栽培

ほ場準備、播種、定植、管理、防除、収穫、調製、選別等の機械化体系に必要な機械、予冷庫等の品質保持に必要な設備、サブソイ

ラ、溝掘機、マニュアスプレッダ、ブロードキャスタ等の土壌改良に必要な機械、熱水等土壌消毒機、処理加工機械・設備、その他花 きの収益力の強化に必要な機械・設備

○ 施設栽培

ヒートポンプ、バイオマス利用ボイラー、循環扇、外張多重化設備、内張多層化設備、細霧加湿システム、電照設備、炭酸ガス発生機、複合環境制御装置等の温室の環境制御に必要な機械・設備、その他花きの収益力の強化に必要な機械・設備

② 生産資材等の導入等

パイプハウス、トンネル資材、支柱、誘引ネット、防風障、簡易潅水装置(移動可能なもの)等

- (4) 水稲・麦類・大豆・子実用とうもろこし
 - ① 農業機械等の導入及びリース方式による農業機械・設備の導入対象
 - 水稲

直播機、レーザー式均平作業機、栽培管理ビークル、産業用無人航空機、田植機、コンバイン、トラクタ、穀物乾燥機、調製機械・設備、処理加工機械・設備、その他水稲の効率化・合理化に必要な機械・設備

○ 麦類・大豆・子実用とうもろこし

トラクタ、レーザー式均平作業機、トラクタアタッチメント(播種、中耕培土、防除等)、播種機、管理機、防除機、普通型コンバイン、専用乾燥機等の機械化一貫体系に必要な機械、トレンチャー、補助暗渠用籾殻充填機、サブソイラ、溝掘機、マニュアスプレッダ等の土壌改良に必要な機械、処理加工機械・設備、その他麦類・大豆・子実用とうもろこしの収益力の強化に必要な機械・設備

(5) 地域振興作物

① 農業機械等の導入及びリース方式による農業機械・設備の導入対象

上記に準ずる機械化一貫体系に必要な機械、予冷庫等の品質保持に必要な設備、潅水設備、暖房設備、換気設備、空調設備、菌床製造設備等の周年栽培の実施に必要な機械、土壌改良に必要な機械、単収向上に必要な機械、その他収益力の強化に必要な機械・設備

② 生産資材等の導入等

パイプハウス、トンネル資材、支柱、誘引ネット、防風障、簡易潅水装置(移動可能なもの)等